

○亀田医療大学GPA制度取扱要項

平成29年4月1日

決定

(目的)

第1 この要項は、亀田医療大学履修規則に定める成績評価に基づき、Grade Point Average (以下「GPA」という。) 制度による評価について必要な事項を定め、透明性のある成績評価を通じて、学生の能動的学修及び教員による的確な修学指導を推進し、教育の質の向上を図ることを目的とする。

(GP)

第2 Grade Point (以下「GP」という。) は、次表のとおりとする。

| 評価 | 評点       | 合否  | GP |
|----|----------|-----|----|
| S  | 90点～100点 | 合格  | 4  |
| A  | 80点～89点  |     | 3  |
| B  | 70点～79点  |     | 2  |
| C  | 60点～69点  |     | 1  |
| D  | ～59点     | 不合格 | 0  |

(GPA)

第3 GPAは、履修した授業科目のGPに当該科目の単位数を乗じた値を総計し、その値を履修した総単位数で除して算出する平均値をいう。

2 GPAの算定対象となる授業科目は、次の各号に掲げるものを除外した授業科目とする。  
なお、不合格 (GP=0) の判定を得た場合、受験資格なしの場合及び本試験欠席の場合  
は、当該GP及びその学修に費やした単位数はGPA算定対象に含むものとする。

- (1) 編入学又は転入学した際の単位認定科目
- (2) 本学入学前に修得し、本学にて単位認定された科目
- (3) 他大学と単位互換等で修得した科目

3 GPAは、前項に規定するGPA算定対象科目について、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標として「学期GPA」、在学中の全期間における指標としての「累積GPA」に区分して各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点2位以下を切り捨てるものとする。

4 GPAの計算式は以下のとおりとする。

- (1) 学期GPA = (当該学期の履修登録のGP × 当該科目の単位数) の総和 / 当該学期の履

修総単位数

(2) 累積GPA = (在学全期間の履修登録GP × 当該科目の単位数) の総和 / 在学全期間の履修総単位数

(再履修、再受験の取扱い)

第4 不合格科目を再履修し合格の評価を得た場合、評価と単位数を累積GPAに算入する。ただし、学期GPAには算入しない。

(履修の取消し)

第5 履修については、履修登録・確認期間中に履修を行う。

2 履修登録期間中に開講していない科目については、該当の科目に履修の取消し期間を設け、受講後に取消しができるものとする。

3 上記の期間内に取消し手続きを行わない場合は、履修登録科目のすべてが成績評価並びにGPAの対象となり、履修を放棄した授業科目は不合格として取り扱う。

(通知)

第6 GPAの通知は、成績通知書及び学務システムに学期GPA及び累積GPAを表示することにより行い、成績証明書には記載しない。

(警告・勧告)

第7 チューターは学期のGPAが2.0未満となった学生に対し、学習強化の指導を行う。

2 チューターと学年主任は、学期のGPAが2期連続で2.0未満の学生に対し、指導と警告を行う。

3 前項の指導と教育を行っても学修意欲が認められないと判断した場合、教授会の議を経て学長より退学を勧告することができる。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施し、平成29年度に本学学部の第1年次に入学する者から適用する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から実施し、令和7年度に本学学部の第1年次に入学する者から適用する。